

災害救助法（住宅の応急修理）

	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、 自らの資力では応急修理をすることができない者 （中規模半壊・半壊世帯） ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者 （大規模半壊世帯）	①災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 （準半壊世帯）
費用の 限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 739,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 358,000円以内

被災者生活再建支援法（支援金の額）

区 分	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		再建手段	支給額
全壊 (50%以上)	1 0 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円
		補修	1 0 0 万円
		賃借	5 0 万円
大規模半壊 (40%台)	5 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円
		補修	1 0 0 万円
		賃借	5 0 万円
中規模半壊 (30%台)	—	建設・購入	1 0 0 万円
		補修	5 0 万円
		賃借	2 5 万円

被災者再建支援法の適用基準

- ① **災害救助法**の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち
1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村
- ② **自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村**
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑥ ①～③の都道府県が2以上ある場合
 - ・ 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）
 - ・ 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）